

□会員資格について

Q 地権者を代理して会員になれるか？

- A ・正会員は「地区内の土地建物等の全部あるいは一部の所有者」（以下、「地権者」という）で構成されます。
- ・ただし、以下のいずれかに該当し、且つ地権者の委任状がある場合には、地権者を代理して会員になれる。
- ①地権者のグループ会社（※1）
 - ②区分所有者による資産管理会社または管理組合。

Q 不動産証券化されている物件は、だれが会員になるのか？

- A ・不動産証券化されている土地建物等については、信託受益権の受益者と契約しているAM受託者が正会員になれる。
- ・ただし、AM受託者の委任状がある場合には、AM受託者を代理して下記の方が正会員になれる。
- ①AM受託者のグループ会社（※1）
 - ②信託受託者

□会費について

Q 複数の地権者がいる場合（建物区分所有・土地と建物の所有者が別、等）、会費は自己の所有する部分の按分で良いか？

- A ・一つの建物及びその敷地毎に会員は一人を原則としており、会員は敷地面積に対して課せられる年会費を全て納入していただきます。
- ・一つの建物及びその敷地に二者以上の会員がいる場合には、敷地面積に課せられる年会費を、按分して納入することができます。（※2）

□入会について

Q 入会申込みの際に必要なものは？

- A ・入会申込書
- ・所有する土地建物全ての登記簿（権利部乙区不要・写し可）
- ※地権者を代理する会社は、以下の書類も併せてご準備下さい。
- ・委任状
 - ・地権者との関係を証明する書類
- ①信託受託者（例）信託原簿謄本の写し
 - ②地権者の親会社、関連会社、親密会社である会社
（例）地権者の有価証券報告書、地権者の株主名簿、役員名簿
 - ③AM会社（例）地権者又は受益者との契約関係を証明するもの（委託契約書の写し等）

（※1）グループ会社とは、地権者の親会社（会社法第2条4項に規定する親会社をいう。）、関連会社（会社計算規則第2第3項第19条に規定する関連会社をいう。）および親密会社（出資比率は低いものの、人事・資金・技術・取引等の関係を通じて地権者と密接な関係にあり、理事会において関連会社と同等と判断するもの。但し、金融機関に限る。）

（※2）年会費の按分は、入会についての理事会承認とは別に、理事会の承認が必要です。